

君津市インターネット公有財産売却ガイドライン

君津市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」とします)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「君津市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」とします)」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、君津市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、君津市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」とします)および貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申し立てしません。

1. 私は、本ガイドラインにおける「第1 公有財産売却の参加条件など」のうち「1. 公有財産売却の参加条件」で定める入札参加ができない者のいずれにも該当しません。

2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと、若しくは履行することを妨害すること。
- (4) 正当な理由なくして契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と貴市に認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3. 私は、貴市の公有財産売却に係る「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申し立てしません。

君津市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) KSI 官公庁オークション利用規約を遵守できない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 君津市暴力団排除条例第2条及び第9条に掲げる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当する者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当する者。
- (6) 2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は本要領に定める入札日前6か月以内に手形、小切手の不渡りをしている者。
- (7) 会社更生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- (8) 民事再生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり君津市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なくして納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間君津市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や君津市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に君津市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「KSI 株式会社」という）の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの

画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

(ア) 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

(イ) 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、君津市のホームページより「君津市インターネット公有財産売却一般競争入札参加申込書(以下、「申込書」といいます)」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票抄本(参加者が法人の場合は、登記事項証明書)および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津市に送付してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など君津市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 売却物件が自動車の場合、自動車NOx・PM法および条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (4) 売却物件の移転登録手続きなどは、落札者の負担で行います。

4 個人情報の取り扱いについて

公有財産売却の参加者などは、以下のすべてに同意するものとします。

- (1) 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名)および電話番号を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - (2) 公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オークションに登録されているメールアドレスを君津市に開示されること。
- (注 1) 君津市は、公有財産売却の参加者などに対し、KSI 官公庁オークションに登録済みのメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- (3) 落札者に決定された公有財産売却の参加者の会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

- (4) 君津市は、公有財産売却参加者などから直接または君津市が売却システムで収集した個人情報を一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用すること。
- (5) 公有財産が登記・登録を要する財産の場合、公有財産売却参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができないこと。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID のみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名）および電話番号を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で登録したうえで、法人代表者が公有財産売却参加の手続きを行ってください。
- (3) 共同入札はすることができません。

2 入札保証金の納付について

- (1) 入札保証金とは
地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、君津市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。
- (2) 入札保証金の納付方法
入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、君津市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアのみ、イのみ、アまたはイの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。
(注1) 入札保証金には利息を付しません。
(注2) 原則として、入札開始2開庁日前までに君津市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
(ア) クレジットカードによる納付
クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付

する公有財産売却の参加申込者は、KSI 株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、KSI 株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報や SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、君津市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿全部事項証明など）および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津市に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

（注 1）申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

（注 2）VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

（注 3）法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

（イ）銀行振込などによる納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。その後、君津市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿全部事項証明など）および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津市に書留郵便にて送付してください。次に君津市から公有財産売却の参加仮申し込みを行った公有財産売却の参加者などに対し、公有財産売却の参加者などが申込書に記入したメールアドレスに送信する電子メールにて入札保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込にて入札保証金を納付してください。

（注 1）銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、君津市が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。

（注 2）原則として、入札開始 2 開庁日前までに君津市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

（注 3）銀行振込の際の振込手数料や現金書留の郵送料などは公有財産売却の参加者などの負担となります。

（注 4）申込書に記入する振込先金融機関は、ゆうちょ銀行を除く君津市指定金融機関と為替取引のある金融機関に限ります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに君津市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金充当依頼書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した方のみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

君津市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、君津市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

(ア) 落札者の告知

落札者の会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(イ) 君津市から落札者への連絡

落札者には、君津市から入札終了後、あらかじめ KSI 官公庁オークションに登録されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

君津市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプ

ロバイダの不調などの理由により到着しないために、君津市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、君津市に連絡する際や君津市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

君津市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には君津市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して君津市に直接持参または郵送してください。

(ア) 売却の決定金額

落札者が入札した金額(落札価格)を売却の決定金額とします。(決定した売却金額の中には消費税相当額を含みます。また、売却物件が自動車の場合は、リサイクル料金も含みます)

(イ) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき、および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札

者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額が納付されない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

(注 1) 君津市が発行する納付書により君津市が指定する金融機関で納付してください。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

(ア) クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(イ) 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

君津市は、落札後、落札者と契約を交わします。契約の際には君津市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、君津市に直接持参または郵送してください。公有財産は、売払代金の残金納付を確認後、君津市から落札者に以下の条件で引き渡されます。

なお、公有財産の引き渡しは、原則として君津市指定場所で直接引き渡しにて行います。

1 公有財産の引き渡し

- (1) 公有財産の引き渡しは、売却代金の残金納付時の現状有姿で行います。
- (2) 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- (3) 公有財産の引き渡しおよび登録などに伴う費用は、全て落札者の負担となります。
- (4) 落札者の本人確認のため、次の(ア)および(イ)の書面を持参してください。

(ア) 売買契約書および売払代金の残金を納付した領収証

引き渡しの際に上記書面を持参してください。

(イ) 君津市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの

(注 1) 代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した委任状と、代理人の本人確認書類を持参してください。

2 自動車の登録手続きについて

落札者は、その責任において購入物件の登録など手続きを行ってください。

3 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。

したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など君津市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額および返還を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(ア) 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

(イ) 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

(ウ) 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

(エ) 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(ア) 入札の受付が開始されない場合

(イ) 入札できない状態が相当期間継続した場合

(ウ) 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

(ア) 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場

合

(イ) くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の物件が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

- (2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害が発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、君津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、君津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、君津市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、君津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、君津市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、君津市は責任を負いません。

- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず君津市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

君津市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、君津市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。
また、売却システム上において、君津市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、君津市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

7 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。
売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第 1 項の日本工業規格)X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

8 君津市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

君津市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、君津市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公有財産売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

9 その他

官公庁オークションサイトの「トピックス」および「オフィシャルブログ」に掲載されている情報で、君津市が掲載したものでない情報については、君津市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

10 インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は行政機関になります。

11 クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、KSI 株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、KSI 株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。